



# 11月5日

# 津波防災の日

学校と地域が協力して訓練を行いましょう!!

## 「津波防災の日」とは?

●1854年11月5日の安政南海地震(M8.4)で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんだ日です。



●「津波対策の推進に関する法律」(平成23年6月24日施行)により、広く津波対策についての理解と関心を深めるため、11月5日を津波防災の日として定めています。

